公益社団法人隠岐法人会役員報酬及び費用に関する規程

（目的及び異議）

第１条　この規程は、公益社団法人隠岐法人会（以下「本会」という。）の定款第 25 条の規程に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とする定款第 19 条第 3 項の専務理事をいう。

（３）非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

（４）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 項で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。

費用とは明確に区分されるものとする。

（５）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条　本会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　常勤役員の報酬は月額とする。

３　常勤役員には、役員賞与を支給することができる。

４　常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ、第４条第３項に規程する退職手当を支給することができる。

（放縦等の額の決定）

第４条　本会の常勤役員の報酬総額（月額給与及び賞与）は総会で決定し、別表第１「報酬総額」に明確にする。

２　常勤役員の報酬額は、前項により決定された「報酬総額」の限度内で理事会において決定する。

３　常勤役員に対する退職手当基準は、総会で決定し、別表第２「常勤役員退職手当の算出基準」に明確にする。

４　退職金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ辞任または死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（報酬の支給日）

第５条　報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

（報酬の支給方法）

第６条　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除した上で、本人の指定する本人名義の金融機関講座に振り込む。

（費用）

第７条　本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、また負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公表）

第８条　本会は、当規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、総会の決議をもって行うものとする。

附　則

１　この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

別表１　常勤役員の報酬総額

常勤役員の報酬総額	３，０００千円

別表２　常勤役員退職手当の算出基準

算出数式	報酬月額×在職　年・月数×支給割合

（注-1）報酬月額　　退職日におけるその者の報酬月額

（注-2）支給割合　　①1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 100

②11 年以上 20 年以下の期間については､1 年につき 100 分の 110